

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 平成三十年東京都告示第四百六十二号 (平成三十年
年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正：
……………(総務局総務部総務課)……………二
- 特定計量器定期検査の実施
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (二件) ……
……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……………二
- 都営住宅の廃止……………
……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………六
- 都営改良住宅の廃止……………(同)……………八
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………九
- 都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額変更……………(同)……………九
- 東京都特定公共賃貸住宅の地域ごとに知事の定める
駐車料金の上限額変更……………(同)……………九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

- 域の指定解除：(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………九
- 平成三十年東京都告示第四百六十九号 (平成三十年
年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正：
……………(福祉保健局総務部職員課)……………二
- 平成三十一年における火光利用さば漁業の許可又は
は起業認可の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 平成三十一年におけるあじ・さば棒受け網漁業の
許可又は起業認可の申請期間等……………(同)……………二
- 平成三十年東京都告示第四百七十三号 (平成三十
年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正：
……………(建設局総務部職員課)……………二
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定：
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 都道の供用開始……………(同)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定：
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 港湾施設の供用廃止……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五

告示 (選)

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分
の一の数……………五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの
八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四
十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の
一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有す
る者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を
超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超
える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分
の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総
数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を
超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六

告示 (海漁調)

- 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ
て得た数とを合算して得た数)……………一五
- 東京海区におけるかにかご漁業の制限……………一六

規程 (交)

- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………一七

公告

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック
ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………一七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………一七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………一七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変
更……………(同)……………一八
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………一八
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………一八
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………一九
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………一九
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更……………(同)……………一九
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………(同)……………一九
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変
更……………(同)……………一九
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの開場時間の
変更……………(同)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二
件)……………(同)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………二〇

告示

●東京都告示第千三百五十七号

平成三十年東京都告示第四百六十二号(平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

「7,480円」を「7,690円」に、「7,430円」を「7,640円」に改める。

附則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 足立区

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年十一月六日から平成三十一年二月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千三百五十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称

株式会社テップル

二 支援法人の住所

練馬区春日町六丁目十六番十一
一 二〇三

三 支援業務を行う事務

練馬区春日町六丁目十六番十一
一 二〇三

四 指定年月日

平成三十年九月四日

●東京都告示第千三百六十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称

生活クラブ生活協同組合

二 支援法人の住所

世田谷区宮坂三丁目十三番十三号

三 支援業務を行う事務

世田谷区宮坂三丁目十三番十三号

四 指定年月日

平成三十年九月十一日

●東京都告示第千三百六十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称

辰巳一丁目アパート
(1、6、7、10号棟)

位置

江東区辰巳一丁目二番

構造及び規模

中層耐火 三三・四平方メートル

戸数

一六〇戸

辰巳二丁目アパート (5、8号棟)	同右	同右	三六・六平方メートル	六〇戸
辰巳一丁目アパート (11、12、13、14、15号棟)	江東区辰巳一丁目三番	同右	三三・四平方メートル	二四〇戸
新宿二丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿四丁目十八番	同右	五一・五平方メートル	一〇戸
新宿二丁目アパート (2号棟)	葛飾区新宿四丁目二十番	同右	五六・二平方メートル	二四戸
田端新町一丁目アパート (2、3、4号棟)	北区田端新町一丁目十六番	同右	三三・四平方メートル	九〇戸
田端新町一丁目アパート (5、6、7、9号棟)	北区田端新町一丁目十七番	同右	三五・五平方メートル	六〇戸
浮間三丁目アパート (8、9号棟)	北区浮間三丁目四番	同右	三四・三平方メートル	七〇戸
浮間三丁目アパート (10号棟)	同右	同右	三三・四平方メートル	三〇戸

●東京都告示第千三百六十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、平成三十年十月一日から実施するので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	4	40,300	159,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(1号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,700	76,000
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,900	85,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	2	32,300	58,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(31号棟)	新宿区戸山2-31	38.3	1	32,200	61,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,300	61,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	2	30,800	66,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,900	72,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	2	34,200	74,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	2	34,400	68,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,300	65,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	50,000
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート(1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	1	29,400	45,100
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(5号棟)	墨田区境通2-5	59.7	1	44,000	64,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,100
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	72,800
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	39,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	3	34,700	46,400
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,500	48,300
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,600	70,200
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,900	48,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(1号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(15号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(18号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	43,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	45,300
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,100	47,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	73,500
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	81,000
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,100	65,700
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,500	81,400
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,300	59,200
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	1	51,000	106,100
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(1号棟)	世田谷区桜1-53	39.0	1	31,800	64,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)	世田谷区喜多見2-10	56.8	1	45,200	74,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(6号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,500	73,400
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	66,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,100	42,600
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(2号棟)	杉並区上井草4-17	39.0	1	28,900	60,900
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	45,100	76,600
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	52,700
一般都営	中層耐火	上十条アパート(5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,200	43,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,300	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	3	25,800	43,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,500	48,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(10号棟)	北区滝野川3-66	37.3	1	29,600	54,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	3	29,600	54,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,600	48,600
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(7号棟)	北区赤羽西5-5	39.0	1	30,100	46,400
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)	北区上中里2-13	39.0	1	29,700	52,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	1	41,300	71,800
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	2	31,800	46,000
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(3号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,200
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート(8号棟)	板橋区若木1-12	55.9	1	43,600	77,800
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	70,600
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	69,800

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(1号棟)		練馬区平和台2-45	55.9	1	44,800	90,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)		練馬区北町6-7	55.9	1	43,800	84,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(10号棟)		練馬区北町6-10	55.9	1	43,800	84,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(6号棟)		練馬区北町8-30	55.9	1	44,400	85,800
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)		練馬区石神井台4-6	55.9	1	44,300	87,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	2	26,900	50,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(40号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	3	26,900	50,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(44号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(45号棟)		練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,400	52,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	46,800
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)		練馬区立野町13-6	48.1	1	37,500	67,700
一般都営	中層耐火	費井一丁目第2アパート(1号棟)		練馬区費井1-25	55.9	1	43,900	80,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,300	100,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)		足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)		足立区保木間5-29	51.0	1	37,100	62,100
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(5号棟)		足立区中央本町5-20	48.1	1	35,200	61,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(4号棟)		足立区東和4-25	59.6	1	44,000	79,000
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート(1号棟)		足立区青井2-29	55.9	1	41,700	76,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(3号棟)		足立区六月2-8	51.0	1	37,400	61,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	2	25,000	36,800
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(12号棟)		足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	39,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)		足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	35,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)		足立区千住元町34	33.6	2	23,300	31,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)		足立区辰沼1-2	37.7	1	25,700	40,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)		足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,300

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,500	41,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)		足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	37,900
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(4号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(4号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目アパート(17号棟)		足立区六月2-11	51.0	1	37,200	62,400
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)		足立区青井3-10	51.0	1	37,200	65,800
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	67,800
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	67,800
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(1号棟)		足立区東保木間1-25	55.9	1	41,000	65,500
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(2号棟)		足立区東保木間1-25	55.9	1	41,200	66,400
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)		足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	65,200
一般都営	高層耐火	亀有一丁目Hアパート(1号棟)		葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	65,100
一般都営	中層耐火	青戸七丁目第2アパート(1号棟)		葛飾区青戸7-17	55.9	1	42,800	83,200
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(12号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,600	68,600
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(5号棟)		八王子市大谷町45-5	36.4	1	17,800	34,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)		八王子市松が谷5	56.8	1	30,900	57,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)		立川市富士見町6-56	52.4	1	28,700	52,900
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)		立川市富士見町6-51	50.9	1	28,300	56,600
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(1号棟)		立川市錦町6-6	55.9	1	32,700	68,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(20号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	1	39,700	86,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,200	81,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(4号棟)		三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,300	72,200
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)		三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	86,900
一般都営	中層耐火	下連雀一丁目アパート(21号棟)		三鷹市下連雀1-10	42.3	1	30,800	56,900
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(3号棟)		調布市若葉町2-4-1	51.0	1	32,200	79,200
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(4号棟)		調布市佐須町4-4-1	62.1	1	39,300	90,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(2号棟)		調布市染地1-1-2	60.2	1	36,700	85,100
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(5号棟)		調布市染地1-1-39	51.0	1	31,000	72,100
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)		町田市町田4-8	59.6	1	35,400	76,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,000
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(1号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	44,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(2号棟)	東村山市青葉町3-1	48.1	1	27,100	49,100
一般都営	中層耐火	国分寺西町一丁目アパート(1号棟)	国分寺市西町1-2	48.1	1	28,900	64,100
一般都営	中層耐火	国立東三丁目アパート(1号棟)	国立市東3-17	51.0	1	28,200	60,100
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,600
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(5号棟)	西東京市北原町2-12	60.5	1	38,000	83,600
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,500	76,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(2号棟)	西東京市西原町1-7	60.2	1	37,200	81,400
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町1-7	56.8	1	35,100	76,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(2号棟)	西東京市南町3-23	59.6	1	38,100	86,900
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(2号棟)	西東京市南町3-23	55.9	1	35,700	81,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(4号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	38,400	89,400
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,300	86,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	18,000	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	40,800
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(23号棟)	清瀬市元町2-25	51.1	1	30,200	62,400
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(22号棟)	東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,800	59,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-5号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-8号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	2	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-9号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-4号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	2	17,400	30,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(3号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,200

●東京都告示第千三百六十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
板橋幸町アパート (7号棟)	板橋区幸町四十五番	高層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	三〇、四〇〇円	六一、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三五、五〇〇円	七一、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	六戸	四一、七〇〇円	八四、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四二、〇〇〇円	八五、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	六戸	五〇、二〇〇円	一〇一、五〇〇円
扇三丁目第2アパート (15号棟)	足立区扇三丁目二十四番	同右 三四・六平方メートル	五戸	二八、二〇〇円	六六、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	五戸	三二、九〇〇円	七七、一〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	一八戸	二八、二〇〇円	六六、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三二、九〇〇円	七七、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	三九、〇〇〇円	九一、四〇〇円
扇三丁目第2アパート (16号棟)	同右	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	二八、二〇〇円	六六、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	五戸	三八、六〇〇円	九〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、〇〇〇円	九一、五〇〇円
西新井本町四丁目アパート (1号棟)	足立区西新井本町四丁目二十 七番	同右 三四・六平方メートル	四五戸	二八、二〇〇円	六三、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一五戸	三二、九〇〇円	七三、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三八、九〇〇円	八七、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	五戸	四六、七〇〇円	一〇四、七〇〇円
矢崎町一丁目アパート (1号棟)	府中市矢崎町一丁目十一番地 の二	高層耐火 三四・六平方メートル	三四戸	二八、五〇〇円	六六、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二〇戸	三三、三〇〇円	七七、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	七戸	三九、四〇〇円	九一、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	三九、四〇〇円	九一、九〇〇円

白鷺一丁目第4アパート
(4号棟)

中野区白鷺一丁目十三番

同右

三四・六平方メートル

四〇戸

二九、九〇〇円

七五、八〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

一八戸

三四、九〇〇円

八八、六〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

六戸

四一、〇〇〇円

一〇三、九〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

四一、三〇〇円

一〇五、一〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

一二戸

四九、三〇〇円

一二五、二〇〇円

●東京都告示第千三百六十四号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

双葉町アパート
(1号棟)

板橋区双葉町三十一番一

中層耐火

二九・七平方メートル

五〇戸

双葉町アパート
(2号棟)

同右

同右

同右

四二戸

同右

同右

同右

四二・九平方メートル

二戸

●東京都告示第千三百六十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート (24号棟)	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	2	25,700
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート (1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート (2号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	4	28,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,200
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300

●東京都告示第千三百六十六号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

仙川アパート駐車場 調布市緑ヶ丘二丁目 一八六区画

二十五番地

扇三丁目第2アパート 足立区扇三丁目二十

四番

板橋幸町アパート駐車 板橋区幸町四十五番 七〇区画

●東京都告示第千三百六十七号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

矢崎町一丁目アパート 府中市矢崎町一丁目 一八区画

十一番地二

●東京都告示第千三百六十八号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のよ

うに変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

地 域 額

港区 四六、〇〇〇円

府中市 一六、〇〇〇円

●東京都告示第千三百六十九号

東京都特定公共賃貸住宅条例 (平成五年東京都条例第六十五号) 第二十九条第一項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

地 域 額

港区 四六、〇〇〇円

府中市 一六、〇〇〇円

●東京都告示第千三百七十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百四十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (立川市泉町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

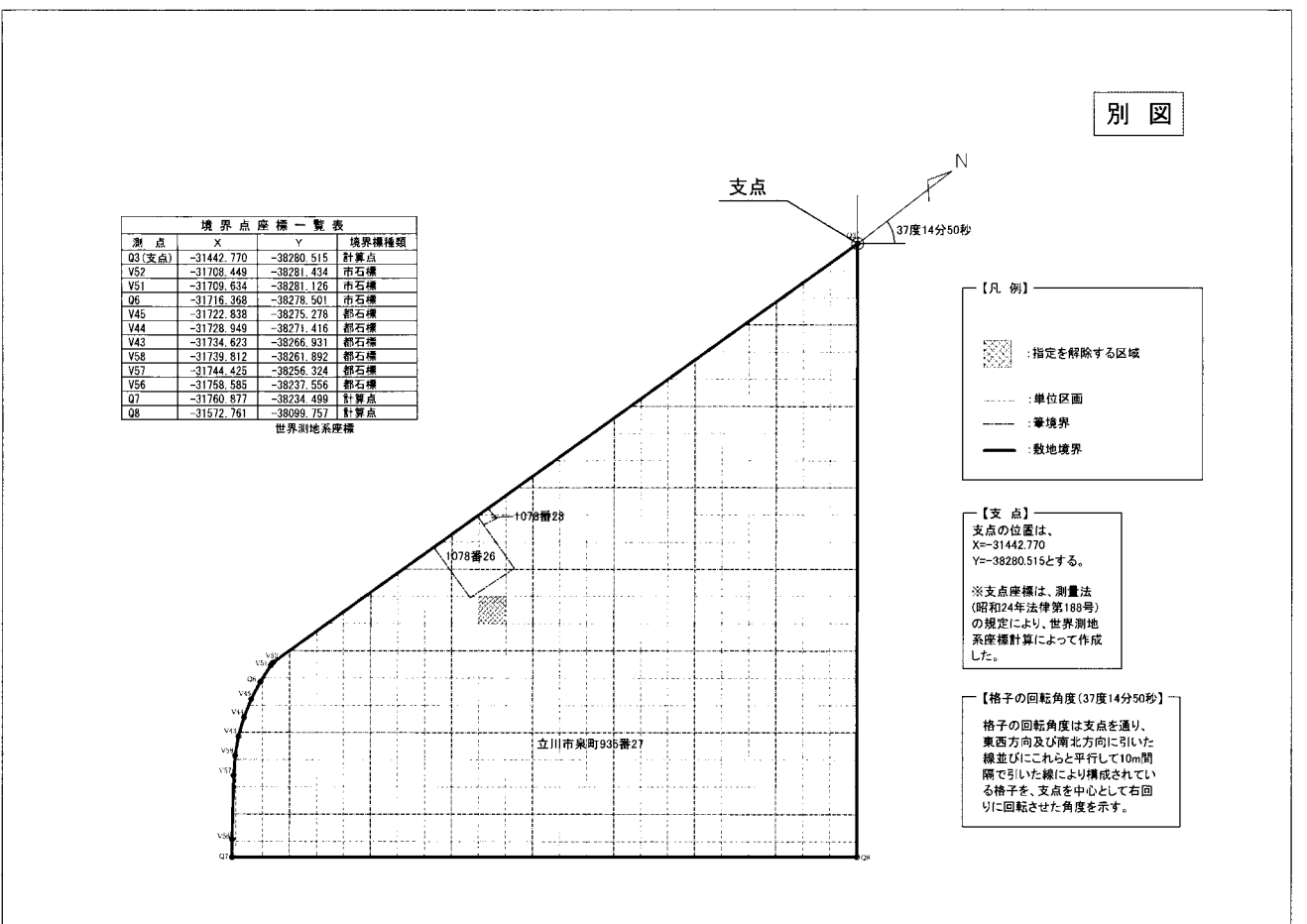
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

測点	X	Y	境界種
Q3(支点)	-31442.770	-38280.515	計算点
V52	-31708.449	-38281.434	市石標
V51	-31709.634	-38281.126	市石標
Q6	-31716.368	-38278.501	市石標
V45	-31722.838	-38275.278	郡石標
V44	-31728.949	-38271.416	郡石標
V43	-31734.823	-38268.931	郡石標
V58	-31739.812	-38261.892	郡石標
V57	-31744.425	-38256.324	郡石標
V56	-31758.585	-38237.566	郡石標
Q7	-31760.877	-38234.499	計算点
Q8	-31572.761	-38099.757	計算点

世界測地系座標



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 境界
- 敷地境界

【支点】

支点の位置は、
 $X = -31442.770$
 $Y = -38280.515$ とする。

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第189号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(37度14分50秒)】

格子の回転角度は支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百七十一号

平成三十年東京都告示第四百六十九号(平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「7430円」を「7640円」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百七十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十一年における火光利用さば漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年十月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

四十隻

●東京都告示第千三百七十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合

合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十一年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業

の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年十月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第千三百七十四号

平成三十年東京都告示第四百七十三号(平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「7430円」を「7640円」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

豊洲有明

二 供用開始の区間

江東区豊洲六丁目九番三地先から同区有明一丁目三番十五地内まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

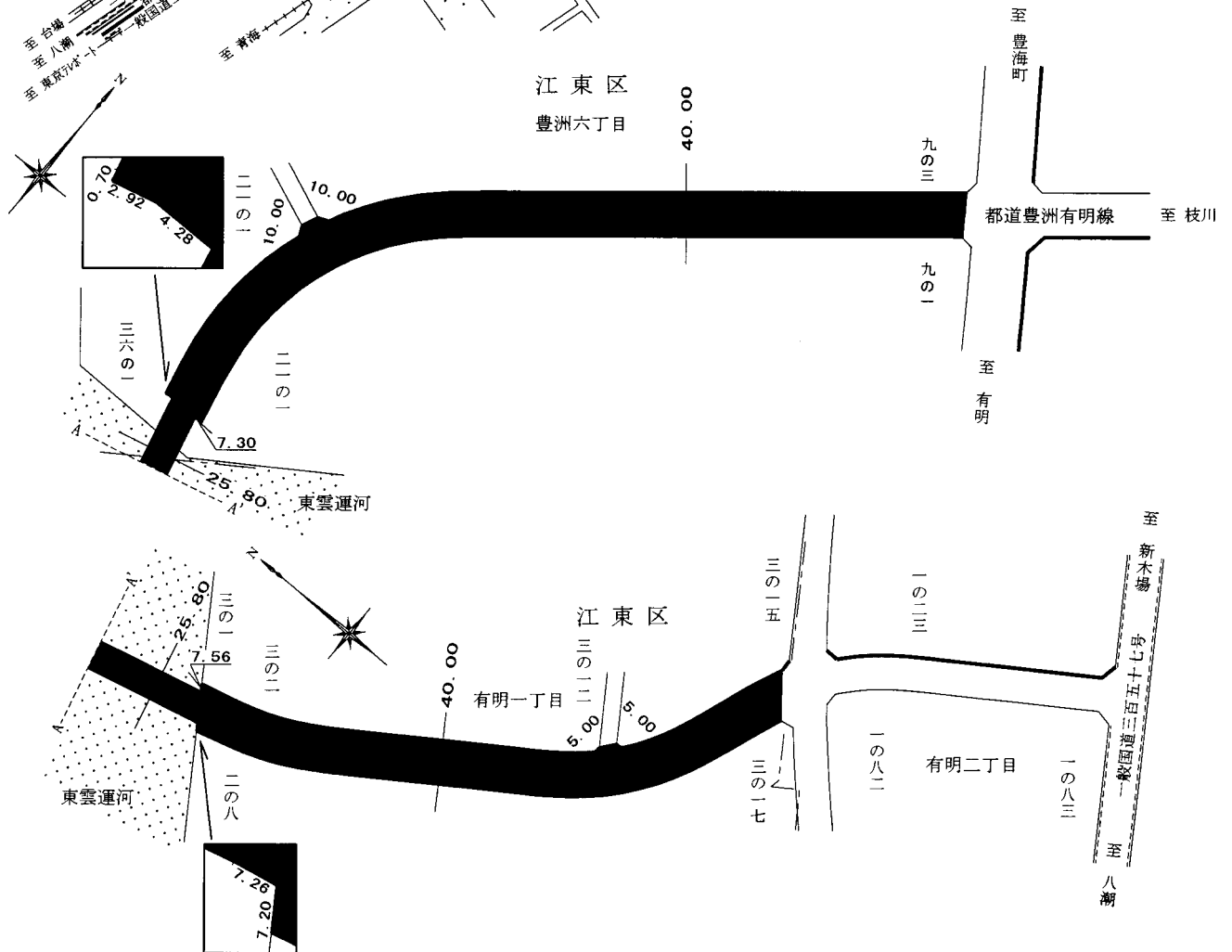
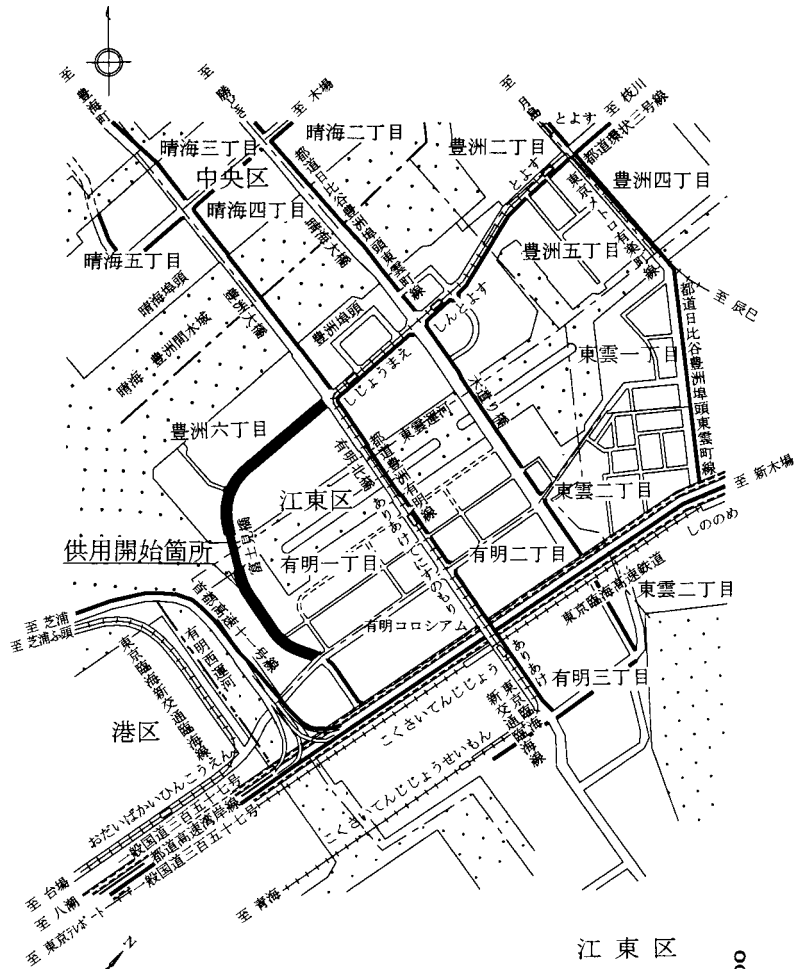
四 供用開始の期日

平成三十年九月三十日

別図

都道豊洲有明線供用開始略図
江東区豊洲六丁目〜有明一丁目

計画線
 延長 一、四八一・八一メートル
 面積 五六、八二四・二四平方メートル
 供用開始区域
 特別区道
 都道
 一般国道



●東京都告示第千三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

豊洲有明

二 占用を制限する区間

江東区豊洲六丁目九番三地先から同区有明一丁目三番十五地内まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年九月三十日

●東京都告示第千三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

豊洲有明

二 変更の区間

江東区豊洲六丁目八番地先から同所二十一番一地先まで

三 変更の概要

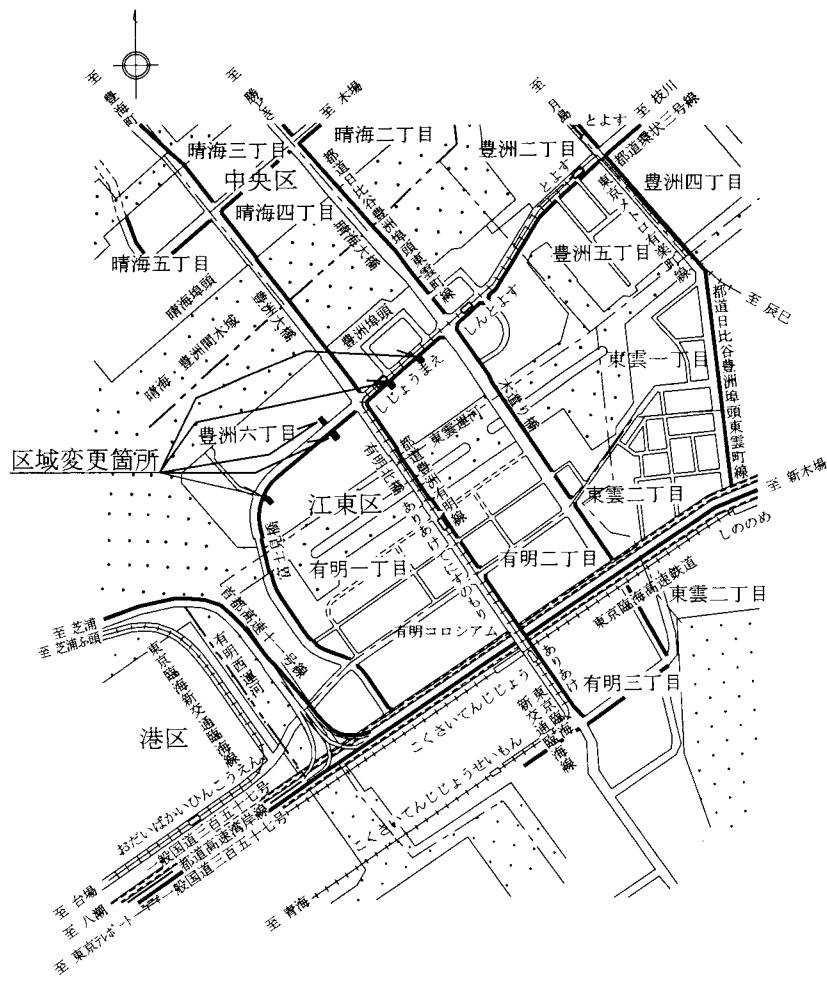
別図表示のとおり

四 変更の期日

平成三十年九月三十日

別図

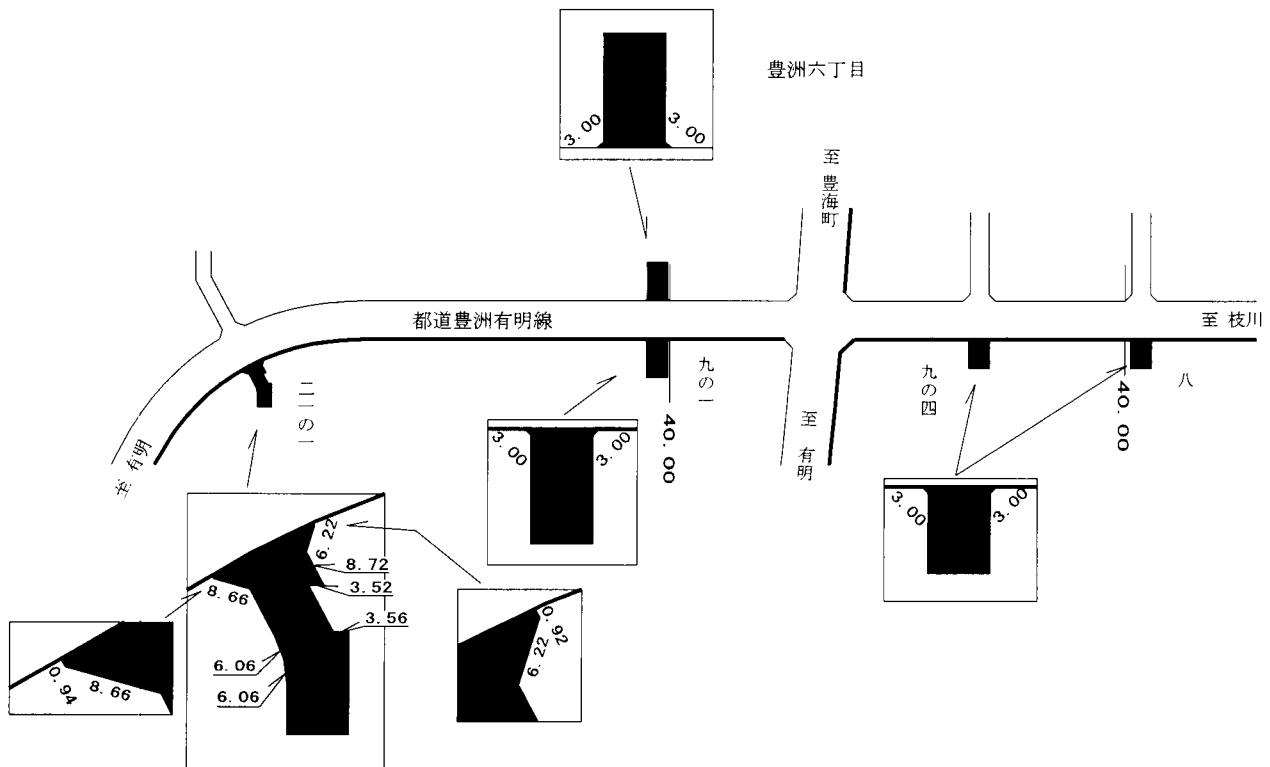
都道豊洲有明線区域変更略図
江東区豊洲六丁目地内



計画線
 延長
 面積 三、七四〇・八三平方メートル
 編入区域
 特別区道
 都道
 一般国道

江東区

豊洲六丁目



●東京都告示第千三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 豊洲有明

二 供用開始の区間 江東区豊洲六丁目八番地先から同所

二十一番一地先まで

三 供用開始の期日 平成三十年九月三十日

●東京都告示第千三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 豊洲有明

二 占用を制限する区間 江東区豊洲六丁目八番地先から同所二十一番一地先ま

で

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年九月三十日

●東京都告示第千三百八十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成三十年九月三十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類 名称 規模 所在地

係船 日の出ふ 浮桟橋延長一八・〇メートル 港区海岸二丁目

棧橋 頭小型船 トル幅七・五メートル水 目一番地先

発着所浮 深A・P・(-)四・〇メートル

三 棧橋その トル

連絡橋延長一〇・七メートル

トル幅二・四メートル

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

東京都選挙管理委員会

二二七、二二二

●東京都選挙管理委員会告示第百二一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

東京都選挙管理委員会

一、五二〇、〇七三

●東京都選挙管理委員会告示第百二二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た

数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（次のとおりである。）

平成三十年九月二十八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	16,870
中央区選挙区	43,650
港区選挙区	67,090
新宿区選挙区	90,300
文京区選挙区	59,844
台東区選挙区	54,496
墨田区選挙区	75,558
江東区選挙区	136,093
品川区選挙区	110,013
目黒区選挙区	78,734
大田区選挙区	168,990
世田谷区選挙区	193,760
渋谷区選挙区	63,658
中野区選挙区	93,350
杉並区選挙区	147,413
豊島区選挙区	77,382
北区選挙区	96,424
荒川区選挙区	56,597
板橋区選挙区	144,910
練馬区選挙区	168,441
足立区選挙区	160,881

葛飾区選挙区	126,517
江戸川区選挙区	160,014
八王子市選挙区	145,123
立川市選挙区	50,963
武蔵野市選挙区	41,116
三鷹市選挙区	52,114
青梅市選挙区	38,143
府中市選挙区	71,539
昭島市選挙区	31,346
町田市選挙区	118,980
小金井市選挙区	33,780
小平市選挙区	52,697
日野市選挙区	51,391
西東京市選挙区	56,138
西多摩選挙区	69,891
南多摩選挙区	66,289
北多摩第一選挙区	85,550
北多摩第二選挙区	55,824
北多摩第三選挙区	88,602
北多摩第四選挙区	53,486
島部選挙区	7,297

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるかにかご漁業（以下「この漁業」という。）については、次のとおり制限する。

平成三十年九月二十八日
東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 平成三十一年四月一日から同年十月三十一日までの

操業

(承認操業)

一 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域

イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸

から九海里以内の水域

ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の

水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、

B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」に

ついては、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、

次のとおりとする。

ア かごの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かごの網目の目合四寸目(二二・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤーロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年十一月一日から平成三十一年十月三十一日までとする。

規程(交)

●交通局規程第二十四号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

附則

この規程は、平成三十年十月一日から施行する。

公 告

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施設名及び期日

メインアリーナ、陸上競技場、サブアリーナ、屋内プール、トレーニングルーム、健康体力相談室及び研修室
臨時休館 平成三十年十月一日から同年十二月二十七日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため、臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に

ついて

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成三十年十月一日、同月九日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日、同年十一月五日、同月十二日、同月十九日、同月二十六日、同年十二月三日、同月十日、同月十七日及び同月二十五日

(二) 第一球技場、第二球技場及び軟式野球場

平成三十年十月十五日、同月二十九日、同年十一月五日、同月十九日、同年十二月三日及び同月十七日

(三) 補助競技場

平成三十年十月十五日、同年十一月五日、同月十九日、同年十二月三日及び同月十七日

(四) 硬式野球場

平成三十年十月一日から同年十二月二十七日まで
(五) テニスコート

平成三十年十月十五日、同月二十九日、同年十一月五日、同月十九日及び同年十二月三日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成三十年十二月二十八日から同月三十一日まで

(二) 体育館

臨時開館 平成三十年十二月二十八日から同月三十一日まで

臨時休館

平成三十年十月二十九日、同年十一月五日及び同年十二月三日

(三) 第一球技場、第二球技場、軟式野球場、テニスコート、トレーニンブルーム及び弓道場

臨時開館 平成三十年十二月二十八日から同月三十一日まで

(四) 屋内球技場

臨時開館 平成三十年十二月二十八日から同月三十一日まで

臨時休館 平成三十年十一月五日及び同年十二月三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成三十年十月九日、同月二十二日、同年十一月十二日及び同月二十六日
午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成三十年十月九日、同月二十二日、同年十一月十二日、同月二十六日及び同年十二月十日
午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) トレーニンブルーム

ア 平成三十年十月一日から同年十二月二十七日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後九時三十分まで
イ 平成三十年十月一日から同年十二月二十七日までの一日(三)アの期日を除く開館日
午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について
東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年十二月二十八日から同月三十一日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。
平成三十年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニンブルーム

二 期日

平成三十年十月一日から同年十二月二十七日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

<p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十月一日から同年十二月二十七日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間 午前九時から午後十時まで</p>	<p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十一月十九日</p> <p>臨時開館 平成三十年十一月十四日まで及び同月二十七日まで</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。</p>
<p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 (一) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室及び多目的スペース</p> <p>臨時開館 平成三十年十月十五日、同年十一月十九日</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成三十年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>二 理由 施設設備の改修のため臨時休館する。</p>	<p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成三十年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>二 理由 施設設備の改修のため臨時休館する。</p>
<p>東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について</p> <p>東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 臨時開業 平成三十年十月三十一日、同年十一月七日及び同月二十一日</p> <p>臨時休業 平成三十年十月二十七日、同年十一月四日及び同月十七日</p> <p>二 理由</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十年十月三十一日、同年十一月七日及び同月二十一日</p> <p>臨時休業 平成三十年十月二十七日、同年十一月四日及び同月十七日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p>	<p>日及び同年十二月十七日</p> <p>(二) 屋内プール 臨時開館 平成三十年十一月十九日及び同年十二月十七日</p> <p>臨時休館 平成三十年十月九日から同月十四日まで、同月十六日、同月十七日、同年十一月二十一日及び同年十二月十九日</p> <p>(三) トレーニングルーム 臨時開館 平成三十年十月十五日、同年十一月十九日及び同年十二月十七日</p> <p>臨時休館 平成三十年十月十七日、同年十一月二十一日及び同年十二月十九日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p>

使用者の利便性向上のため臨時開業し、使用者の安全を確保するため臨時休業する。

東京都多摩障害者スポーツセンターの開場時間の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第六条第三項の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの開場時間を次のように変更する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 期日及び開場時間

平成三十年十月八日

午前九時から午後五時まで

二 理由

イベント開催のため

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成三十年九月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 (仮称) マルエツ水道町店
- 二 店舗所在地 新宿区水道町二十九ほか
- 三 設置者名 三晃印刷株式会社
- 四 設置者住所 新宿区水道町四番十三号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか未定
- 六 新設をする日 平成三十一年五月七日
- 七 店舗面積の合計 千百十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十三台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 七十台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南東側 百四十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南東側 五・九九立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか
- 十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- 十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗南西側
- 十五 荷さばき施設に 午前六時から午後十一時まで

おいて荷さばきを行うことができる時間帯

十六 届出日 平成三十年九月六日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年九月二十八日

<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 ライフ西新井店 足立区西新井七丁目十四番二十号</p> <p>三 設置者名 株式会社ナンシン</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋人形町一丁目十七番四号</p> <p>五 変更前の設置者住所 中央区八丁堀三丁目二十一番四号</p> <p>六 変更後の設置者住所 中央区日本橋人形町一丁目十七番四号</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 齋藤 信房</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 齋藤 邦彦</p> <p>九 変更日 平成三十年四月一日ほか</p> <p>十 届出日 平成三十年八月六日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	
<p>舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>第一ひびりが丘ビル</p> <p>二 店舗所在地 西東京市住吉町三丁目九番八号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百六十三台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百二十六台</p> <p>七 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 六百六十七台</p> <p>八 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 六百六十七台</p> <p>九 変更前の開店時刻 午前九時</p> <p>十 変更後の開店時刻 午前七時</p> <p>十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分までほか</p>	
<p>十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前一時三十分までほか</p> <p>十三 変更日 平成三十年九月一日ほか</p> <p>十四 届出日 平成三十年八月十三日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づき廃止の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年九月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>ライフ西新井店</p> <p>一 店舗名 足立区西新井七丁目十四番二十号</p> <p>二 店舗所在地 株式会社ナンシン</p> <p>三 設置者名 株式会社ナンシン</p> <p>四 店舗面積の合計 平成三十年七月十九日 が千平方メートル以下となる日</p>	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。